

(遅延利息利率については変更となる場合があります)

## 空調機械保守点検業務委託契約書 (案)

業務の名称	空調機械保守点検業務委託
業務の場所	福島県須賀川土木事務所
契約の金額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約保証金	

上記の業務について、発注者 福島県 と 受注者 との間に、次の条項に定めるところにより委託契約を締結する。

### (委託業務の履行)

第1条 受注者は、本契約の対象となる空調設備の機能を常時適正な状態に維持するため、別紙委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

### (受注者の善管注意義務)

第2条 受注者は、善良な管理者の注意をもって委託業務の遂行にあたらなければならない。

### (誠実履行の原則)

第3条 受注者は、業務の履行に際して発注者の指示に従わなければならない。また、発注者は受注者と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

### (報告)

第4条 受注者は、「仕様書」に定める定期的点検等を行った場合は、翌月の10日までに報告書を発注者に提出するものとする。

### (支払)

第5条 受注者は、業務内容について発注者の確認により適正と認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の規定による支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

### (契約金額の変更)

第6条 諸材料の価格、労務費及びその他の費用に著しい変動を生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ委託料を変更しうるものとする。

### (受託者の責務)

第7条 受注者は次の各号に掲げる条項を遵守するものとする。

- (1) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、受託業務の遂行について業務に関する法律上の責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、発注者の現場で業務に従事する従業員に対して、使用者責任を負わなければならない。

(遅延利息利率については変更となる場合があります)

(損害賠償)

- 第8条 受注者は、業務の遂行に当たり過失及び怠慢によって発注者の設備、備品及び物品等を滅失又はき損したとき並びに第三者に損害を与えたときは、その旨を申し出るとともにその賠償の責めを負わなければならない。
- 2 発注者は、受注者が業務遂行のため派遣する従業員の負傷等の事故に対しては、一切の責めを負わない。

(履行期限の延期及び遅延利息)

- 第9条 受注者は、契約締結後に生じた理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、発注者が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他受注者の責めに帰することができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により第5条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受注者は発注者に対しその遅延利息の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約解除)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約の解除を請求し、発注者がその理由が正当であると認められるとき。
- (3) 契約に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(遅延利息利率については変更となる場合があります)

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を発注者に納付しなければならない。また、受注者は、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定に関わらず、受注者の責めに帰すべき事由により第 9 条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第 1 項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、発注者の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 13 条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(遅延利息利率については変更となる場合があります)

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(施設の使用等)

第14条 発注者は、受注者が業務遂行するため必要な範囲内において建物の一部及び付帯施設を無償で貸与するが、業務の遂行上必要とする機材については、受注者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 福島県郡山市麓山一丁目1番1号  
福島県  
福島県県中建設事務所長

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(遅延利息利率については変更となる場合があります)

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。